

市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に係る

プロポーザル実施要領

市立甲府病院

令和 7 年 2 月

目次

1	目的	3
2	委託の概要	3
(1)	業務名	3
(2)	委託業務内容	3
(3)	履行期間	3
(4)	発注者及び事務局	3
3	参加資格要件	3
4	資料配布	4
(1)	配布資料	4
(2)	配布方法	4
(3)	配布期間	4
5	参加手続き	4
(1)	参加表明に関するもの	4
(2)	企画提案に関するもの	4
(3)	質問受付期間、及び回答日	5
6	選考結果の公表	5
7	選考について	5
(1)	本業務委託に関する選考審査委員会	5
(2)	優先交渉権者	5
(3)	受託事業者	6
8	その他	6

1 目的

この要領は、市立甲府病院（以下「当院」という。）における医業未収金の管理回収について、民間業者のノウハウや工夫を積極的に活用し、効率的・効果的な管理回収を実施するにあたり、事業者から公募により本業務に対しての企画提案書の提出を求め、内容を評価した上で当該業務の委託業者を決定するために、プロポーザルに参加する業者を募集する。

2 委託の概要

(1) 業務名

市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託

(2) 委託業務内容

- ア) 文書送付と電話による督促等業務
- イ) 居所不明者の住所等の調査業務
- ウ) 支払い方法等の相談業務
- エ) 未収者からの入金に係る集金業務
- オ) 報告書等による入金及び対応状況等報告業務（定期報告及び随時報告）

上記の業務については、別紙「市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に伴う提案要領」を参照すること。

(3) 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで。

(4) 発注者及び事務局

ア) 発注者	甲府市長 樋口 雄一
事務局	市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課 功刀
山梨県甲府市増坪町366番地	
電話	055-244-1111（代）内線 1024
FAX	055-220-2653
電子メール	byoiniji@city.kofu.lg.jp

3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア) 弁護士法第4条（昭和24年法律第205号）に規定する弁護士であり、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないもの。
- ウ) 令和7年1月1日現在において、国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）が開設した医療機関での未収金管理回収業務の実績有すること。
- エ) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力と人員を有すること。

4 資料配布

(1) 配布資料

- ア) 市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に係るプロポーザル実施要領
- イ) 市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に伴う提案要領
- ウ) 市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に関する優先交渉権者選考方法
- エ) 企画提案書記載項目
- オ) 様式

(2) 配布方法

市立甲府病院ホームページからのダウンロードを原則とする。

(3) 配布期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月10日（月）まで

5 参加手続き

(1) 参加表明に関するもの

ア) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要等整理表（様式3）
- ③ 類似業務受託実績等一覧表（様式4）
- ④ 機密保持確認書（様式8）
- ⑤ 宣誓書（様式9）
- ⑥ 誓約書（様式11）
- ⑦ 弁護士の資格を有することを証明する書類の写し
- ⑧ 弁護士法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し（申請日前の3ヶ月以内もの）

イ) 提出部数

代表者印押印のもの1部、写しを7部、合計8部

ウ) 提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課 功刀

エ) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送すること。

オ) 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時00分まで（土日祝日は除く）

郵送の場合は、書留郵便にて提出期限の午後5時00分までに必着のこと。

※期限に遅れた場合は参加を認めない

(2) 企画提案に関するもの

ア) 提出書類

- ① 企画提案書（様式2を表紙として作成すること）

なお、企画提案書は、「市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に伴う提案要領」に従い作成すること。

② 添付書類：会社及びサービス説明のためのパンフレット等

イ) 提出部数

代表者印押印のもの 1 部、写しを 7 部、合計 8 部

※なお、表紙には「様式 2」を使用し、紙製ファイルで綴り提出すること。

ウ) 提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課 功刀

エ) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送すること。

オ) 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 5 時 00 分まで

郵送の場合は、書留郵便にて提出期限の午後 5 時 00 分までに必着のこと。

※期限に遅れた場合は参加を認めない。

(3) 質問受付期間、及び回答日

ア) 質問受付期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）～令和 7 年 2 月 28 日（金） 午後 5 時 00 分

イ) 受付方法

質問書（様式 10）を利用して作成し、電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス：byoiniji@city.kofu.lg.jp（担当：医事課 功刀）

※メールのタイトルには、「未収金管理回収業務委託」と記載すること。

ウ) 質問回答日

令和 7 年 3 月 5 日（水）を予定

エ) 質問回答方法

質問に対する回答は、全ての質問に対する回答書を当院のホームページ上に掲載する。

6 選考結果の公表

令和 7 年 3 月下旬を予定。

参加した事業者には合否に関わらず、文書にて回答を行う。

7 選考について

(1) 本業務委託に関する選考委員会

選考にあたっては、本業務委託に関する選考委員会（以下「選考委員会」という。）において策定された「優先交渉権者選考審査基準」（以下「選考基準」という。）に基づき、選考員が企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価の高かった事業者を優先交渉権者として選考する。

また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

選考委員会にて選考された優先交渉権者は、市立甲府病院と仕様並びに提案内容を協議のうえ、発注者の決定を受けることにより受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、発注者は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 受託事業者

本業務委託の受託事業者は、発注者と契約を締結し、契約内容に従い業務を実施する。

8 その他

- ア) 企画提案の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- イ) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。但し、事業者選考結果の公表等において事務局が本業務委託に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ウ) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。但し、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- エ) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- オ) 次のいずれかに該当する事業者は無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② プロポーザル参加表明書に記載された者以外の者が行った応募
 - ③ プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載、押印等不記載があった応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 本業務委託に対し、2通以上の企画提案がなされた応募
 - ⑥ その他、実施要領等において示した条件等に違反した応募

以 上